

文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議 第四回 議事録

【開催概要】

日 時：平成 30 年 12 月 5 日(水) 10 時～ 12 時

場 所：スタンダード会議室新虎ノ門店 4 階 B ホール

参加者：(委員) 揚村洋一郎, 岸信介, 木下雅人, 齊藤勇, 妹尾昌俊, 千葉仁, 長沼豊, 野口由美子, 丸谷明夫, 横山恵子 ※五十音順, 敬称略

(省内関係者) 中岡司文化庁次長, 内藤敏也文化庁審議官, 坪田知広参事官(芸術文化担当), 根来恭子文化戦略官, 塩川達大スポーツ庁政策課学校体育室長, 鈴木文孝初等中等教育局財務課課長補佐

【配布資料】

資料 1 「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(案)

資料 2 部活動ガイドライン比較表

資料 3 文化庁活動ガイドライン(素案)に対する関係団体からの主な意見

参考資料 1 齊藤委員資料「吹奏楽部の活動に係る諸経費の例」

参考資料 2 齊藤委員資料「静岡県掛川市の地域部活動 実践事例」

【議事】

文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン案について

【議事内容】

1 開会

長沼座長	ただ今から第 4 回文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議を開催します。本日は最終回なので、皆さん是非よろしくお願ひします。ではまず本日出席状況について、事務局よりお願ひします。
根来戦略官	皆さまおはようございます。本日は朝早くからお集まりいただき誠にありがとうございます。文化庁文化戦略官の根来です。本日委員の皆さまは全員御出席で、委員以外の出席者については座席表を御覧ください。
長沼座長	ありがとうございます。それでは議事に入る前に、本日の配布資料について事務局から説明をお願いします。
根来戦略官	引き続き御説明します。まずお配りしている議事次第にあるとおり、机上には資料 1 として文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン案、これは前回 11 月 1 日の第 3 回にお出した素案について、前回の御議論、また今回お配りしている関係団体の皆さまからの御意見を踏まえ、修正した案です。それと資料 2 について今差し替えをお配りしているところですが、前回の素案からの変更点について、赤字でお示ししている資料を改めて差し替えて資料 2 を随時配っています。それから資料 3 として、今回 11 月 1 日にお示した素案に対し、関係団体の皆さまから御意見を頂きました。それを事

	<p>事務局で項目ごとに分類してまとめたものです。また今回参考資料 1, 参考資料 2 として, 齊藤委員から総合資料として静岡県の公立の中学校, 高等学校の吹奏楽部の活動に係る諸経費の例をお示しいただきました。参考資料 2 として, 齊藤委員が関わっている静岡県掛川市の地域部活動の実践事例の報告についての資料もお配りしています。もしお手元にない資料があれば, 事務局までお申し付けください。</p> <p>今回のカメラの撮影はここで終了です。</p>
長沼座長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。資料については今資料 2 の差し替えを行っているところなので御確認ください。なお後ほどの議事では前回と同様資料 2 を使い, 皆さまから御意見を承っていきますので, こちらの何ページという表現で質問を頂ければと思っています。それでは続いて資料に基づき事務局から御説明をお願いします。</p>
根来戦略官	<p>お手元に全て資料 2 が行き渡っていますか。ありがとうございます。では資料 2 について赤字で書かせていただいたものが, 昨日メールで委員の皆さまに送らせていただいたもので, いろいろ修正の変遷が分かるように赤字で変更点を書いています。この赤字の変更点についてはこの資料の真ん中のところで前回の 11 月 1 日にお示した素案ですが, 素案からの変更点です。</p> <p>まず 1 ページ目です。「ガイドラインの策定に当たって」というところで策定の経緯ですが, 冒頭に各文化部活動, 運動部活動を含め, こういった部活動については法令上の義務ではありませんが, ほとんどの中学校, 高校で現状設置されていて, 各分野の各種活動の取り組みの契機や, また各分野の人材育成の場として, 我が国のスポーツや歴史文化の振興の維持を大きく支えてきたという, そういったことを表現として出しています。</p> <p>また次に 2 ページ目ですが, めくっていただき下の方の欄に部活動の意義と書いていますが, これまで素案のときにお示したものを, 少し順番を入れ替えるなどし, 文章を分かりやすく示したもので大幅に変わっていませんが, 現行の学習指導要領と新しい学習指導要領における部活動の位置付けについて比較して書いたものです。</p> <p>それから 4 ページ目です。4 ページの下の方の注 3 という少し小さな赤い字で書いているところですが, 今回の案では部活動指導員のことについて素案の段階からも積極的な活動を書いているところですが, 「そもそも部活動指導員は」というところについて御説明がなかったので, 「学校教育法施行規則に位置付けられているものだ」ということを注釈でお示しました。</p> <p>次に 5 ページを御覧ください。5 ページ目ですが, こちらは真ん中の方で, 今回資料 3 にある関係団体の皆さまからの御意見の中に書いてあった御意見を入れていますが, 文化部活動の特性として活動時間について年間を通して積極的に練習時間等長時間行っている部もあれば, 特定のときに集中して活動する部もあれば, またそれを週 1 日から 2 日短時間の活動をするという, そういった活動の頻度や活動時間にばらつきがあるということを盛り込んでみました。またその次の丸ですが, いわゆる大会や発表会等の出場だけでは</p>

なくて、文化部活動については地域からの要請で、週末に地域の行事や催しに参加するという実態がかなりあるということが関係団体からの御意見にあり、また運動部の応援として試合に同行するということが、本来の活動に加えてこういったことで週末がこの教師の方にとっても御負担が生じているということが書かれているので、これも文化部特有の状況かと思い、追加しました。

それから次に 6 ページです。こちらの下の方ですが、新しい指導要領では多様な表現や鑑賞活動を通し、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を目指すということが書かれていて、部活動だけではなくて更に地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂での有形・無形の文化財などに触れることによって、また豊かな教養を身に付け、伝統文化の継承や新しい文化の創造に関心を持つといった、その生徒に様々な機会を与えることが重要ということ、学習指導要領に絡めて書かせていただいたものです。

次に 7 ページです。こちらも続けての話ですが、様々な活動に触れる機会の一例として、例えば文部科学省では昭和 34 年から教育文化週間というもの、11 月 1 日から 1 週間行っているもので、例えばそういった機会などでいろいろな美術館、博物館の無料開放なども行われていることをお示したものです。また、「ガイドライン策定の考え方」というところについて、都道府県では方針の策定が進められているというふうにいる修正していますが、ここはできるだけ正確に方針の名前を丁寧に書いたもので、大幅に内容を変えたものではありません。

それから次に 8 ページです。こちらも本ガイドラインの対象範囲として、中学校の文化部活動を対象とするということは素案と同じです。また高等学校についても原則適用で、その際、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意するという書きぶりについては、これまで 9 ページと 10 ページに書いていたところを、少しまとめて検討範囲ということで、中学校のすぐ後に高等学校を持ってきたもので、場所を移動しただけです。

そしてその後の丸ですが、前回の 11 月 1 日の議論の中で、小学校の部活動についても御議論があったので、今回小学校段階についても、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮する必要があるということを書きました。

次に 9 ページです。9 ページの望ましい部活動の在り方ということを書いていて、タイトルを新たに付けたところですが、真ん中に各学校においては生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう留意することと書いています。これは前回注で書いたところを、前回の御議論でしっかり強制ではないということを書くべきという御意見を頂き、本文に書くことにしたものです。

次に 10 ページです。10 ページは今申し上げたような少し場所の移動をしたところについては転記したということ、四角囲みで書いていて、それで少し消えているように見えますが、それは場所の移動で大幅に変わったものでは

ありません。また最も下ですが注 4 ということで、文化部活動の在り方に関する方針を都道府県がつくる際の注を付けてみました。この注では私立学校もしっかりこのガイドラインの対象になっているということを自覚していただくことが必要ということも前回御議論の中で頂いたので、まずは県で方針をつくる際に、いわゆる教育委員会だけではなくて、私立学校、主管部局といった、私立学校の主管部局と一緒に、きちんと関係機関がまずはこの私立学校も対象になっているということを自覚を持って、県の方針を定めていただくことが必要ではないかと思い、注で書いてみました。

次に 12 ページです。12 ページについて最も下の欄のエというところですが、生徒が安全に芸術文化等の活動を行いという文言を入れてみました。これは運動部にはもともと生徒が安全にスポーツ活動を行いという文言が入っているのですが、これも関係団体からの御意見の中で、例えば熱中症対策や文化部活動であっても安全対策というものが御意見があったので、運動部と同じような形で盛り込んだものです。

次に 13 ページです。13 ページの最も上の欄ですが、オというところに文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）が追加になっています。これはこれまで素案の段階では「文化部活動の指導者」というふうに裸で使っていたところですが、その指導者の中にはいわゆる教師の方が顧問になるという場合だけではなくて、きちんと部活動指導員の方も顧問として位置付けられることや、あるいは外部指導者の方も含めて文化部部活動指導者全体がこういった研修を行い、きちんと意識を持ってこの生徒の心身のバランス等に取り組むことが必要だということを明示的にするためにも、文化部活動の指導者の具体的な内容を列挙したものです。

また同じく 13 ページの真ん中のカという欄ですが、注 6 として新たに働き方改革の本年 2 月 9 日に出した通知の文書の中から、少し抜き出して書いています。この 2 月 9 日の通知の中では、これは文部科学事務次官通知で、各都道府県が教育委員会の教育長宛てに出したものですが、教師の負担軽減の観点から部活動については学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要がない業務ということを整理し、できるだけ負担軽減のために部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めることということが示されていて、それを書いているものです。

また続いてそのすぐ下ですが、注 7 として、経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じるということで、これも教師の負担軽減の観点から実態について書いたものです。

次に 14 ページです。14 ページの最も下の欄ですがイです。こちらは文化部活動の指導者は休養を適切に取る必要があると書いていますが、ここについても関係団体の御意見の中で、運動部のスポーツ医科学の観点のような形で、できる限りなぜやらなければいけないのかという理由を書いてほしい、根拠を書いてほしいという御指摘があり、少し丁寧に生徒のバランスの取れた健

全な成長の観点からや、生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪う等、具体的に少し文言を足してみたものです。

また 15 ページですが、最も上の同じ文章の続きですが、これも素案の段階では技能や記録となっていました。記録という文言が文化部活動にはなじまないという御意見も、やはり関係団体の皆さまから頂いているので、技能等の向上や大会等での好成績などという形で文言を改めています。また運動部では、競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等によりという文言が入っているところですが、文化部活動についても合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等によりという文言を同じように入れてみました。

同じく 15 ページの真ん中ですが、文化部活動用指導手引の普及・活用というところですが、当初素案の段階では関係団体等というふうに書いていましたが、これも関係団体の皆さまからの御指摘で、もう少し具体的に何を指しているのか分かるようにしてほしいという御指摘があったので、文化部活動に関わる各分野のということで例えば吹奏楽、合唱、演劇など、そういう各分野の関係団体の方をお願いしたい事項として、こういった指導の手引きを是非おつくりいただきたいと思っていて、それが分かるように書いたものです。

次に少し飛びますが 17 ページです。17 ページの最も下ですが、注 10 としてまた働き方改革の観点を書いています。これは 16 ページのアというところに、文化部活動において休養時や活動時間を取る必要があるということを書いたところの注です。部活動についてそもそもなかなかその長時間の活動をやめられない理由の 1 つとして、例えば保護者の方が部活動に過度に期待をされているという、そういった実態があるということや、あるいは部活動に注力すると評価が上がるということで、教師の方の意識改革というものがやはりどうしても大会至上主義や成果至上主義になっているという、そういった実態を踏まえた書きぶりで、本年 2 月の働き方改革の通知の中で書いてある文章を抜き出したものです。一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組むことや、部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意することということを通知で書いていますが、それを抜き出したものです。

次に 18 ページです。また同じく注ですが、文化部活動においても運動部と同じように休養日や活動時間を制限しなければならない理由、ここの理由がスポーツ医科学のような明確なものを示してほしいという御意見がやはり今回も関係団体からあり、できるだけその趣旨が伝わるように、その実態として注 11 で書いたのは、中学校の年間授業時数について、1 週間当たりは 24 時間 10 分ということが学校教育法施行規則で算出される数字です。

それで今回のガイドラインで示した文化部活動の活動時間というものは、1

週間当たり長くとも 11 時間程度ということになり、この計算として平日は少なくとも 1 日、週末は少なくとも 1 日以上休養日とし、1 日の活動時間は長くとも平日では 2 時間程度、休養日は 3 時間程度を基準とするという、これを足し上げると 1 週間当たり長くとも 11 時間程度ということです。このガイドラインでお示ししている 11 時間に対し、実態としては平成 29 年にスポーツ庁が実施した運動部活動等に関する実態調査の中で、中学校の文化部活動についても活動時間を調査していますが、その中で中学校の文化部活動について 1 週間の活動時間が 14 時間を超えると回答した生徒の割合が全体の 42% あったということを書いています。つまり今このガイドラインでは 11 時間程度と示しているところを、実態として半分ぐらいの学校がもう既にその 14 時間を超えているということで、11 時間を超えているところはもう少し増えるのではないかと思うのですが、実態としてかなり部活動の加熱化によって生徒に過度の負担がかかっている、授業時間、1 週間で 24 時間という、それに比べてバランスを欠いているのではないかということを書いています。それから引き続きその下ですが、注 12 です。これは 17 ページのオというところの注釈ですが、17 ページのオでは、休養日や活動時間の設定について、地域や学校の実態を踏まえた工夫についての例が書いてあります。なかなかこの具体例としてどういった工夫ができるのかというところが分かりづらいという御指摘があったので、例えばですが各文化部の実態を踏まえ、これも関係団体からの御意見にあったところですが、活動場所への移動時間というものが発生し、今後例えば合同部活動や拠点校での練習などになってくると、どうしても移動時間というものが発生するので、そういったことも勘案できるようにしてほしい。あるいは定期演奏会の発表会など、集中的な練習が必要な場合というがあるので、そういったときに読み込めるようにしてほしいというようなご要望があるので、例えばその工夫として月間や年間単位で必要な休養日を確保するという、そういった工夫の例を挙げてみたものです。続いて 19 ページです。19 ページの上から 2 つ目の欄ですが、これもできるだけ運動部に書かれているものと同じような文言を使ってみたのですが。これは生徒のニーズを踏まえた文化部の設置というところで、具体的な例として今まで素案の段階では季節ごとに異なる活動やレクリエーション指向で行う活動ということを書いています。より趣旨が分かりやすくなるように、より多くの生徒の芸術文化等の活動の機会の創出が図られるようという文言を足したものです。

また 19 ページの真ん中のイという欄ですが、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められると書いていますが、これはもともと終わりにという 22 ページの方で書いていたものを転記したものです。

それから 20 ページです。20 ページについては地域との連携というところ。ここは 20 ページのイの真ん中の欄ですが、ここも関係団体というところが少し分かりづらいという御指摘があったので、各分野の関係団体という

ことで、やはり吹奏楽、合唱、演劇など、そういったそれぞれの分野の関係団体ということを念頭に置いて書いています。そういった関係団体の皆さまが都道府県や学校の設置者の皆さまと連携することによって、芸術文化の活動が推進されるのではないかと、あるいは部活動指導員を学校が活用したい場合に、こういったところにこういった部活動指導員になっていただける方がいるのかという情報がなかなか十分でないという状況があるということなので、関係団体の皆さまからは是非こういう部活動指導員や外部指導者になっていただけるような方のリストというか、こういった方がいるというようなご案内を、こういった県や設置者と連携し、そういった情報共有を密にさせていただけるようお願いしたいと思っていて、また指導者に対する研修や指導者の質の向上に関する取り組みへのご協力のお願いというものも、併せてお願いしたいと思っているので、それを書かせていただきました。

それから 20 ページの最も下の欄ですが、ウのところですが、最も下に注 14 ということで書いています。これは学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動についての、学校施設の開放の話ですが。前回は御指摘がありましたけれども、父兄が吹奏楽や合唱、あるいは化学部など、そういったところについては防音室や実験室など、あるいは楽器店や実験器具など、どうしてもそういう器具や場所がないと活動に制約が生じてしまう、そういった部活動の特性があるというものなので、そういった活動ができるだけ、例えば何かスタジオを借りてやらなければいけないなど、そういったことで経済的な事情で活動がしづらくなるというか、環境に差が出ないようにそういったことに配慮する観点で、できるだけ家庭の経済状況にかかわらず、生徒が美術文化等の活動に親しめるように配慮し、できるだけ学校施設の開放を目指したいという趣旨で書いたものです。

それから 21 ページの 5 のところで真ん中の欄ですが、学校単位で参加する大会等の見直しです。アのところですが、新たに学校職員として部活動の実技指導や大会等への引率等ができる部活動指導員と書いています。これは単純に外部指導者の活用だけだと、教師の負担が減らないという御意見が従来からあり、そのためにこの部活動指導員ができたわけですが、部活動指導員が教師と同じように学校職員と位置付けられて、実技指導や大会への引率ができるということを改めて本文で書くことによって通常のその外部指導者ではなくて、部活動指導員がより進んだ形で教師の負担軽減につながるという趣旨で書いたものです。

また 21 ページの最も下の欄ですが、ここにも素案の段階では全国レベルの関係団体となっていたところを、もう少し趣旨が分かるように文化部活動に関わる全国組織および文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者という形で、少し分かりやすく書いたものです。

次に 22 ページです。22 ページの最も上の欄のイのところですが、都道府県中学校文化連盟というふうに素案の段階で書いていますが、これも関係団体の御意見の中で、全ての県に中学校文化連盟があるわけではないという

ことで、もう少しその他の団体も読めるようにしていただきたいというご指摘があったので、都道府県中学校文化連盟と各都道府県の文化部活動に関わる組織と書いてみました。また大会等については大会でコンクール、コンテストとまとめて大会等という文言を前の段階で書いているので、それに合わせての修正です。それから最初の方で文化部活動の特性の中で、地域の要請に応じて地域の行事や催し等に参加している例を追加したところですが、各学校の文化部活動が参加する大会等の目安を定めるに当たって、いわゆる大会だけではなくてこういった地域の行事や催しについても、考慮する必要があるのではないかと思い、そういったことも含めて統廃合や簡素化ということを主催者に要請し、それ全体でその上限の目安等を定めてはどうかと思って書いてみました。また、引き続きそのすぐ下のウですが、それも校長先生が参加する大会等を精査する際に、いわゆる大会だけではなくて、地域の行事や催し等についても、併せて精査する必要があるのではないかと思い書いた次第です。

最終ページの 23 ページについては、文言をまた少し分かりやすく補い、あるいは地域の人々との関わりにより、地域社会の一員として郷土を愛し…と書いていますが、これも冒頭の前文のところと同じような表現をまとめて書いたので、そこに統合しました。以上です。

## 2. 議事

長沼座長	<p>ありがとうございました。それでは議題に移りたいと思います。ただ今御提案いただいた素案の修正案、資料 2 の最も右の列ですが、これについての御意見を伺っていきます。最終的には更にそれを踏まえて修正をし、年内に文化庁から公表するということが本日が最後の機会なので各委員の皆さまから御意見を頂きたいと思います。各々お考えください。</p> <p>まず皆さんが考えている間に私から幾つか申し上げていきたいと思います。前回は私が司会に徹したので、個人的な意見は控えていたので、ここでは座長ではなく個人的な長沼の意見を申し上げます。まず 1 回目か 2 回目のときに私が申し上げた部活の三原則について、これを全て盛り込んでいただいたという認識です。3 点というのは生徒の全員強制加入ということはない、2 点目は必ずしも教員が顧問をする必要はない、3 点目が顧問というのは事務的な意味の顧問でいいのであって、必ずしも技術的な指導をしなくてもいいという、これが全て読み上げていただいたとおりに盛り込まれたということで、大変ありがとうございます。まずは感謝を申し上げます。</p> <p>その上で今回のガイドラインについて、私から申し上げたいことが 3 点あります。まず 1 点目ですが、資料 8 ページのガイドラインの対象範囲ということについて、これについては前回の議論を踏まえて小学校についても書いたということで、これで実質的に小中高にガイドラインが適用されるということは分かったのですが、私の下には実は特別支援学校あるいは高等専門学校の先生方からも意見をされています。高専についてはロボットコンテストが</p>
------	--



開催されて、大変有名になったのはいいのだけれども、大変時間数が多いかなり過酷な活動をしているという実態があり、先生、是非それも一緒に考えてくださいという御意見を頂きました。また何よりこれは運動部の例ですが、大学の運動部についても、在り方はこれでいいのかという議論があつて、やはり大学の部活動についても考える必要があるのではないかと思います。すなわち私の提案は、小中高は中心としながらも、学校教育法第 1 条に定められた学校において、このガイドラインを参考にし、あるいは配慮するというような何らかの文言が入れば、実施要項は幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校全て入ってきますので、恐らく時間数等を同じようにするわけにはいきませんが、何らかの形で部活動について何かと配慮するというメッセージが国として伝わるのではないかということで、検討していただきたいというのが一点です。

2 点目は 11 ページですが、こちらの真ん中辺りのエというところですが、いわゆる学校の部活動の計画をホームページへ掲載するという事で公表すると書かれています。これについては関係団体の皆さまからもやや否定的な御意見も頂いていますが、ただ私はこれもスポーツ庁の方がいろいろ考えた上で入れていただいた文言で、最初私はこれは学校の先生の負担が増えるのではないかということを見ていましたが、しかしこれがあることによって社会全体に向けて学校の部活動が可視化され、そしてチェック可能であるということなので、これは残していただくしかないと思います。これが消えてしまうと学校の部活動を外からチェックできなくなります。したがってこれは是非お願いしたいということの要望です。

最後に 3 点目なのですが、資料 3 の関係団体からの御意見の中に、7 ページの下から 3 つ目で、大会の主催者が参加資格としてガイドラインに記載されたものを順守しているというようなことが書かれています。これも非常に大事な点で、是非この要望をどの団体さんか分かりませんが盛り込むことによって、やはり全体としてガイドラインを守って全国的に部活動を大事にしていくのだということが伝わるので、これは是非入れていただきたいということです。以上が私の個人的な意見でした。ありがとうございました。それでは今日はもちろん委員の先生方全員から御意見を伺いますので、全員発言をしていただければと思います。よろしく申し上げます。どなたかいかがでしょうか。では野口委員お願いします。

野口委員

よろしく申し上げます。今の特別支援学校もという御意見ありがとうございます。私も特別支援学校に 3 年間勤務した経験があります。文化活動は東京都でも文化祭をしていますし、是非入れていただけたらと思います。もう一点、中学校文化連盟の件で先ほど最後の方で訂正を頂きましたが、ありがとうございます。北海道の文化連盟なのですが、今、文化連盟を広げていくという運動をしている最中で、現在、札幌市中学校文化連盟が全国の中文連に加盟していただいている現状です。したがってここに都道府県と入れ

	<p>ていいのかという部分があったもので意見を言わせていただいたところ、等という言い方を入れていただいてありがとうございます。まだ組織的に頑張らなくてはいけない中文連なのですが、ますますきちんとしていこうという気持ちになりました。どうもありがとうございました。</p>
長沼座長	<p>よろしいですか。それでは他に御意見がある方はお願いします。では妹尾委員をお願いします。</p>
妹尾委員	<p>あまり整理できていませんが、気付いた点を幾つか申し上げます。非常に具体的に盛り込んでいただいてどうもありがとうございます。大変前向きというか、非常に踏み込んでいるところも多いなと思い、そこは非常にありがたいと思っています。その上で更に充実させるためにはという観点で申し上げます。全て資料2についてです。</p> <p>1つ目は6ページ目に新指導要領のところを追加していただいて、例えば図書館や博物館等々のものにも触れるようにというような文言も追加していただきました。結局ここで言いたいこととしては、もちろん文化部活動の意義も大きいのですが、部活動以外での活動でも、こういった文化、科学等に触れることが大事だということが恐らく言いたいのだと思いますので、そこがもう少し分かるようにしていただきたいと思います。当然ですが部活動の中でもこういった施設を使うということがもちろんあるので、更に言うと教育課程外である部活動の充実ももちろん大事ですが、まずは教育課程の中でいろいろな特別活動や、あるいは芸術科目、あるいは総合の時間等々で、こういった文化、科学に触れていくということももちろん大事だという趣旨だと思いますので、その部分がきちんと伝わるようにしていただきたいというのが1つ目のところです。</p> <p>それから次に8ページ目なのですが、対象については先ほど長沼先生からもお話がありましたけれども、前回も指摘したように、小学校段階についてこういうふうに盛り込まれたのは大変有り難いと思っています。ただ、なかなか明言するのは難しい部分もありますが、やはり小学校でこの文言で追加していただいたとおり、児童の発達段階や教師の負担軽減を十分考慮せよと書いてあるのですが、結局それで何が言いたいのかということも、これも <b>so what</b> ? というか、結局どういうメッセージなのかということのをもう1段階み込めた方が本当はいいのかなと思っています。具体的には休養日等については、この中学校、高校以上にしっかりよく考えろというような部分です。やはりこれは児童の負担を考えても重要だと思いますし、それに前回申し上げたとおり9教科、10教科も準備しないといけない先生のことを考えると、まずは教育課程の中で充実していただくということが、先ほどの御指摘とも重なりますけれども大事だと思いますので、その辺りは注釈でも構いませんが、もう1段書ければ更にいいのかと考えています。</p> <p>それから次に15ページの最も上の辺りですが、合理的で効率的なトレーニングの話、あるいは関係団体が練習メニュー等もしっかり示してほしいというような内容があります。これはガイドラインにここまで書くかどうかは別</p>

として、文化庁さんへの要望というか、文科省さん、文化庁さんへのリクエストですが、やはりこういうことをしっかり国等も支援をするなりし、例えば短期的でもしっかりレベルも上がっていくなど、そういった情報や、具体的にはこのような練習方法があるというものを、是非関係団体さんと協力していただき、更に普及啓発していただきたいと思っています。これはスポーツも同じですが、是非お願いしたいと考えています。釈迦に説法かもしれませんが、教員は必ずしも活動している部活動の専門ではない方が多いですし、例えば音楽の先生であっても専門はそれぞれ分かれていて、吹奏楽の専門とは限らないわけなので、それを考えるとやはりそういった一流の専門家の方が、こういったトレーニングの方法が非常に大事ですよという話はしっかり出していただきたいと思っています。

それから 18 ページなのですが、これは正直私も悩ましいなと思っていて、要するに注 11 で週の時数との関係で書いていただいているところで、これぐらいでいいかとも思いますが、これはコメント程度かもしれませんが、この週に 14 時間を超えるという生徒が 4 割ぐらいということなのでやはりこの辺りの過度の負担というのも問題ですし、当然 14 時間行っているというのは、また学期中だけではなくて休業中も多くの練習があるので、これももちろん文化部によっても違うというのはそのとおりなのですが、過熱化しているところは夏休み等は更にするというようなことなので、この辺りはしっかり配慮しないといけないということは申し添えたいと思います。

それから注 12、恐らくこれが一番議論になるかと思っているのですが。これはスポーツ庁のときにも同じ話をしたのですが、正直これは僕は入れないほうがいいかと思っていて、カットした方がいいと思っていました。というのはあくまでもガイドラインなので、その中であまり例外的なことを書くと、ではこれでいいというような感じになってしまってもいけないというのが、少し懸念です。やはり基本的には年間で休養を取ればよいなどと言いますと、結構なし崩しになってしまう部分があると思うので、もちろん演奏会の前は練習したいという気持ちは非常によく分かるのですが、そこを明記するのはあまり得策ではないと。これはまた皆さんの御意見もあるでしょうから、御意見いただければと思います。

それから 21 ページ目の最も上の辺りですが、これは前も指摘したとおり、やはり一部高額な経済的な負担がかかっているという問題も恐らく言及していただいている箇所だと思いますので、これは大事だと思います。注ではなくてできれば特出ししてほしいなと思っているのですが、ここはまた後で恐らく吹奏楽の例などもお話しいただけるとと思いますが、以上です。

長沼座長	ありがとうございました。では齊藤委員お願いします。
齊藤委員	齊藤です。前回いろいろなことを言わせていただき、素案の中において検討いただき、今委員の皆さまからお話がありました、いろいろ盛り込んでいただきありがとうございます。 特に前回私の個人的な意見という形の中で申し上げたのは 2 つあり、1 つは

	<p>特にいろいろ活動に係る高額な費用に関してのことです。こちらに関しては前回、妹尾委員からも御要望を頂いたので、参考資料として今回明示しました。私の個人的な意見では、活動経費の目安を定めた方が現場としては運用が実際に現実的ではないにしろ、そのの方が実効性があるのではないかという、あくまでも私の個人的な意見なので、こちらは今回何としてもここでという考えではありません。こういう現実があるということを皆さまに御認識いただければということで、今回資料も明示しました。またそちらも御覧いただければと思います。地域部活動の費用についてもここに参考資料を付けているのですが、何だ、お金が掛かっているではないかという話に思われるかもしれません。ところが実際に活動すれば費用がかかるのは当然です。これまでは、学校の場所を使えることと、教員の先生の無償の奉仕で成り立っていたのが部活動だと思いますが、実際はこれは費用がかかるのです。それをこの地域部活動の考え方は、父母会など保護者の方に過大な負担で依存するのではなくて、地域全体でこれを支えていこうという考え方で始めています。無償は不可能です、その辺りは御理解いただければと思います。</p> <p>私が前回意見を言わせていただいた、もう一点は、まさに今、妹尾委員が御指摘された注 12 のところは悩ましいと言われたところで、実は妹尾委員が話す前に私はこれに関して、こういうふうに盛り込んでいただいてありがとうございますと、正直に申し上げようと思っていました。前日も再三申し上げたように、例えば年 1 回の吹奏楽部の定期演奏会は、ガイドラインの時間では到底活動することは不可能で、そこを非常に柔軟性のある形で御記入いただけたことは本当にありがとうございます、と申し上げたいと思っていました。私の意見としてはこれは残していただけた方が本当にうれしいというのが、私の意見です。</p> <p>それと最後に地域部活動の実践事例について、もし時間が余りましたら最後に少しお時間いただければ有り難いと思っています。</p>
長沼座長	それでは揚村委員お願いします。
揚村委員	<p>私から 4 点ほど質問します。</p> <p>1 点目ですが、9 ページの真ん中ぐらいでしょうか。生徒の自主的、自発的な参加によりという文言から始まるボーダーラインのところですが、「各学校においては自主性を尊重して部活動の参加を強いることがないよう留意すること」とありますけれども、この「強いる」という表現なのですが、この文言は非常に解釈の仕方が幾つかに分かれます。それで私はこの文言については、特段賛否などということではなくて、この表現が果たしてこれで適切かどうかというところです。もう少し改善の余地があるのであれば別な表現で。こういうクラブ活動の温度差というのは、顧問の主観的な要素が非常に出てきます。したがって私たち現場の人間を預かる者としては、こういうガイドラインの作成については表現が独り歩きしてしまうのです。そのためこの辺に留意していただければと思います。これが一点です。</p> <p>2 点目は 13 ページです。13 ページのこの表には非常に賛成で非常にありが</p>

たいと思います。外部指導員、部活動指導員の研修に当たってなのですが、簡単に研修と言いますが、どのような研修をイメージしているのかということが多少分かるといいかと思います。

それから3点目ですが、これも16ページです。実はこの場で言うことではないかもしれませんが、高等学校、中学校でも私立と公立というか学校のすみ分けがあります。そこで私は私立も公立も両方とも経験していますが、先々日大阪で校長会がありました。その席でかなりこの議論が出てきて、私はこの文言を非常に有り難いと思っているのですが、この「程度」の部分です。これについてはこの「程度」という表現で是非お願いしたい。例えばこれを「以内」など限定したものではなくて、このように文章を自由に弾力的な解釈ができるような表記にさせていただけると助かります。

それから4点目、18ページですが、先ほど妹尾委員から貴重な意見を頂きましたが、私も賛成です。実はこの移動時間ですが、注12に月間、年間の単位、ここの部分は休養日を確保するわけですが、例えば中等部と高等学校では全く違います。それで高等学校の場合は104日という数字の中と、それから中学校の場合は活動時間も制限されますけれども、このガイドラインの作成に当たって大阪府の場合では、平日2時間程度、学校の休養日が3時間程度という概要版が配布され、これを各学校の中では研修報告書の準備に取り掛かっているわけですが。そのときにノークラブデーが高校の場合104とき上、中学校の場合には週当たり2日以上ということで、具体的には以上という形のものが見記されています。これは守りますけれども、これが例えば各学校の捉え方によるのですが、どの程度拘束性があるのか、これについては相当質問が浴びせられました。恐らく4月以降はこれは相当ここでまた新たな議論が出てくると思います。

学校としては私どもが最も考えているのは、私学の場合は、公立もありますけれども中高一貫校というのがあるのです。そうすると例えば吹奏楽部の例を取って、丸谷先生には申し訳ないのですが、私どもの吹奏楽も結構盛んです。そうすると中学校と高校と一緒に練習するのです。そうすると中等部が先にやめると、高校だけで練習するという形になるわけですが。そういうクラブ活動の運営の運用の在り方が非常に難しくなります。こういった少し不都合というか、やりにくさ、そういったものが果たして順守できるのかどうかといった問題があります。

それから有り難いと思うのは、月間、年間計画の中で確保することなども考えられるというこの表現です。ここは本当に有り難いと思います。こういう柔軟な対応の仕方、ガイドラインの文言の在り方だと、学校によってそこは工夫が出てくるわけですが。具体的な例で言うと、例えば定期試験、入試期間、学校行事などいろいろなものがあります。そういった中で、この週休日の確定や休日の与え方、それから時間割の作成等にこういった配慮ができるという話になってきます。したがって学校全体としてはこのガイドラインを重厚に使うためには、やはり様々な立場の先生たちがこのガイドラインを順守で

	<p>きるように近づけるといふ、そういった意味で是非配慮をお願いできればと思うのです。多くのことを申し上げましたが、私が話を聞いていて感じたことを申し上げました。</p>
長沼座長	<p>ありがとうございます。千葉委員お願いします。</p>
千葉委員	<p>全国高文連の千葉です。よろしく申し上げます。当方に関わるところで 21 ページだと思うのですが、そこに学校単位で参加する大会等の見直しという項目があり、中学校の文化活動の全国組織をうんぬんとありますが。今改めて読んだら、学校単位で参加するのは少し具体的過ぎないかと思ひます。本来の趣旨としては中段にあるのですが、大会の規模もしくは夏休みなどの特定の時期に集中している日程など、そういうことに関して果たして今までどおりでいいのだろうかということが頭にあります。</p> <p>それからその下の表のところ、文化活動に関わる全国組織及び主催者レベルにおいては都道府県レベルの傘下組織にうんぬんということが書いてあります。ここはやはり全国高文連だけではなくて、恐らく吹奏楽連盟や合唱連盟もそうなのでしょうけれども、やはりここで今まで行ってきたことがこのままでいいのか、それからやはり生徒数が減ってきているので、参加人数なども考える時期にきているのではないかと個人的には思っています。全国高文連ではこの 2 年間、全国高総文祭はあと数年後に 2 巡目を迎えるのですが、それに向けての検討課題というものを出し、その中のキーワードはコンパクトに、そしてここにあるように持続可能に、です。したがってやはり年々大きくなる傾向にあったのですが、更に拡大するというよりも、やはり改めてこの大会の趣旨や方向性というものを考える機会にこのガイドラインがなればいいのかと私は思っています。</p> <p>それで学校単位で参加するというのが、スポーツ庁に影響され過ぎたのかと思ひています。したがって例えば大会等の規模や参加人数の見直しなど、少し具体的過ぎますか。最も大切なのは合同参加などもいいのですが、僕は大会等の規模もしくはなど、その下の欄が非常に大事だと思ひます。恐らく単一の学校から複数グループの参加、A 隊、B 隊などあるのですが、あまりそこまでは記述しなくていいのではないかなど、まとまった意見ではなく申し訳ないのですが、改めて見て学校単位というよりも、やはり大会規模や運営など、参加者を見直して継続してもいいですが、ただ本当にこれでいいのだろうかなど、そういうことを全国組織は考える時期にきているのだらうと思うのです。「学校単位で」とするとただ参加実態だけなので、このガイドラインが少しでも働くために、少しそういう趣旨が伝わるようなものにできないかと思ひました。</p> <p>それから先ほどの 18 ページの注 12 ですが、これは様々な意見があるのですが、読んだ感じでは、では定期演奏会は OK かというふうな感覚にとられるのです。やはりこのガイドラインというものはある意味でガイドラインのオーバーシートになっていなければならないと思うのです。そういう意味でこういう個別の定期演奏会などは少し違和感を感じます。「発表会に向けて」で</p>

	<p>あれば含むことになるのですが、非常に具体的な記述になると、そこだけが除外されるという独り歩きをするような、どのような発表、大会でもこのガイドラインがきちっと上から通して見ているのだという感覚を大事にしたいと思います。以上です。</p>
長沼座長	<p>ありがとうございました。続いて丸谷委員お願いします。</p>
丸谷委員	<p>私はこの素案が思っていたよりよく考えていただいたと、内容に満足とは言いませんが、よく反映していただいたと感じています。この種の会議でここまで踏み込んでいろいろと皆の立場を考えながら書いていただいたのは、大変御苦労だと思っています。</p> <p>ただし 2, 3 点、私たちの考えと違うところがあるので、その辺のところを少しだけ述べます。これはもう今更ですので聞き流していただきたいのですが。そもそもなぜ休まなければいけないかと。それによって身体的に影響がどうあって、子供の心の中に何か大きな問題が出て、いろいろなことを考えるとむしろこの後、僕はいろいろな問題が起きるのではないかと考えています。</p> <p>中学校が本当にそうして強制的に休ませていって、そのフォローをどなたがするのか。家に帰って家族団らんができない家も多くあるわけです。自分たちの行ってきたことについて、吹奏楽連盟としても、おっしゃったように少しコンパクトな活動にしていくことも考えなければならぬと話をしています。そういう意味ではいい勉強にもなりましたし、皆さまのいろいろな意見があるということも分かりますし、我々の中にもあります。</p> <p>例えば「練習ばかりしていないで休んでいろいろな勉強しなさい」というような議論は本当は言われなくても皆分かっている話です。我々の世界でもやはり休んで演奏会を見に行ったり、いろいろしているわけで、言葉は上手に言えませんが、大きなお世話という感じがします。妹尾委員は一流の専門家に指導を受けたら、とおっしゃいますが、一流の指導者は 1 日休んだらもう駄目だと言います。練習しなくていい、能率が大事、更に他のところに勉強し、見に行ってい、そのようなことは言うかもしれませんが、休めなどとは言わないと思います。そのようなことでは私は指導できないという方が多いと思います。</p> <p>それから揚村先生がおっしゃっていただいたことは私もよく分かります。一貫校ではなくても、特に高校までいくといろいろな立場の学校がありますし、中学校でもその学校の特色やいろいろなことがあると思いますので、それは先生だけではなく地域のことやいろいろなことで様々な形態があると思うので。我々が一生懸命おっしゃったことを具現化しようと思ってしようとする中で、せめて工夫できる余地は欲しい。この日何が何でも休みなさい、演奏会前でも休みなさい、と強制すると、もしかしたらそれが嫌で学校の部活をやめてあちこちに皆が散らばって、お金のある子だけが教室に通ったりするかもしれない。</p> <p>何もこの抜け道があるから皆その抜け道でしよう、そのようなことは考え</p>

	<p>ていません。やはりせつかくこれができれば守らないといけないし、ここで正々堂々と言わないといけないことは言った上で、やはりそもそもこれをなげつくらないといけないかということからすると、そのぐらいのことはみんなである程度思って、しかし守りましょうと言った方がいいかと。そういう意味ではよく工夫して書いていただいたと思っています。</p> <p>大変いろいろ勉強させていただいたし、自分たちのことだけを言おうとは思っていませんが、現場の先生方はそのように言われるほど放任で、そういうものもあるかもしれませんが、ほとんどいい部分ばかりだと思います。どちらかといえば今までの部活動のこの部分だけを押しえつけようとして、いい部分が残されないところを非常に懸念しています。</p>
長沼座長	ありがとうございます。では岸委員お願いします。
岸委員	<p>岸です。丸谷先生に私の思っているようなことを全て言っていたのですが、学校の先生方、生徒さん、本当にこの1つの形はやはり大事なことで行っていかなければいけません。その中でやはり融通の利く文章のところと、それから割とこうでなければならぬというところが割としっかり書かれているので、この中をうまく顧問の先生、あるいは学校の校長先生などの判断でうまく活用していけばいい形になるのではないかと。</p> <p>今現場の先生方は本当に生徒と学校教育の中ではできないことをクラブ活動の中で行っているところが多くあるし、外部の講師のことなどでもそれなりの人を呼ぶとかなり費用がかかるし、その費用の捻出なども難しいところがあるとは思いますが、しかし非常にいろいろよく考えて皆さんがしているのだと思います。</p> <p>吹奏楽と合唱というのは何か同じようなところがあって、練習のことなども本当に毎日こつこつとしなければいけないことなどがあるので、その辺はそういったところでの学校などの判断でまた行っていけばいいなど、このように思っています。ありがとうございます。</p>
長沼座長	ありがとうございます。では横山委員お願いします。
横山委員	<p>あいまいな表現をなるべく避けていただいて、しっかり具体的なところで書いていただいたので、感謝を申し上げます。</p> <p>やはり注12は具体的過ぎて、そこが都合の良いように取られてしまうということがあってはならない文言ではないかと感じるのので、この定期演奏会、発表会というような決められたものを書くのはどうかというのが私の意見です。</p> <p>それからもう一点は、先日も申し上げましたけれども、一生懸命するということが長時間することではないということかと思えます。もうこれを出すということに当たっては、やはり働き方改革ということで先生方も大変過重労働になっているというところ、それから生徒たちも他の勉強もしたい、それから他のことも学びたいところで長時間1つのことに集中してしまっているというところを避けるということなので。</p> <p>一生懸命行って、そして時間内に収めるということになるのではないかと思</p>



	<p>う 1 つの案としては、運動の場合は何か一生懸命行って記録を出す、そしてそこに何か喜びを感じる、やりがいを感じる。そして文化の方は音楽だけではないと言われるかもしれませんが、音楽のところからいくと、これはやはり音というものは見えないものなので、記録や順位で決められるものではありません。そうするとやはりそこに音楽というものは書かれたものを表現するということになるかと思えます。自分で作曲をするとはまた別で、書かれたものを表現するには多くの経験と、そして多くの幅広い感受性というものが必要になってきて、やはりそこは音を表現するということなので、例えば風の音で書かれているときには風の音を表現しなければいけない、落ち葉の音で書かれていれば、落ち葉という曲を歌うときには落ち葉の落ちる音を感受性で感じなければ、それを音にすることはできないということ。</p> <p>やはりここにそう水準の低下ということが大変書かれていると思うのですが、演奏水準を下げるというのは、例えば指が回らなくなる、それから声が出てくくなるなどということがあるかと思えますが、演奏内容の水準を上げる、これはいろいろな感受性を自分の中に入れることによって、それを自分の中から今度は音にするということなので。</p> <p>演奏内容を上げるというものをどこかに、演奏内容というか部活動の水準、これは大変取りようによってはいかようにでも取れると思うのですが、私の気持ちとしては水準と内容は違うのだと今感じたので、それをどこかに入れていただければいいかと思いました。</p>
長沼座長	<p>ありがとうございました。では木下委員さんお願いします。</p>
木下委員	<p>静岡市教育委員会の木下です。もう皆様の意見に出されていますが、私がずっと考えていたのはやはり注 12 の記載ですが。恐らくこの注 12 をありがたいと思われる方が多くいると思いますし、反対にこの注 12 があるために苦しんでしまうような場合も考えられるのではないかと思います。</p> <p>スポーツ庁のガイドラインを見たところ、恐らくスポーツ庁のガイドラインの中でも同じような議論になった経過があったと思うのです。前も言ったと思うのですが、野球の練習は 3 時間では無理だと、大会前に集中した練習が必要であると、そういった議論があった上で、恐らくスポーツ庁がこの部分において注を書いてないと思うのです。ところが文化部活動でこの注 12 を生かすとなると、スポーツのガイドラインとの整合性というか、なぜここだけが特出しになっているのだとなって、先ほどからも議論になっていると思うのですが、この部分だけが独り歩きして拡大解釈や本当はこちらが、国として想定していた範囲を超えるようなものが残ってしまう可能性はあるのではないかと、少し危惧される場所です。当然吹奏楽や合唱などいろいろあると思うのですが、そうした種目などの特性もあるかと思うのですが、何かこれを現場の教員が見たときに、やはりやりたい人にとっては、恐らくこれが特例に見えるのです。したがってそこに乗ってガンガン行っていく一方で苦しんでしまうような、今までこれでバランスを取ろうとしたとは思いますが、かえってそういった解釈されてしまう危険性は残ってしま</p>

	うのではないかと思うので、私は意見としては注 12 は切った方がいいと思っています。もともとある 17 ページの上から 3 番目の枠のところですが、なお休養日及びというところはスポーツ庁とほぼ一緒ですよね。ここで止めておいた方がいいのではないかと思います。以上です。
長沼座長	これで委員の先生全員の御発言を頂きましたが、まだ少しお時間があるので、それでは今まで他の委員の先生を聞いていてこういう考えがあるということがあればお願いします。
丸谷委員	せっかく注 12 のお話が出てきたので、今競争というものが、芸術の世界で競争というのはあまりなじまないということも重々承知の上で、しかしそれによって各種の大きなコンクールにおいても、全てその中からいい奏者が生まれてきたり、いい演奏が出てきたりすることもまた事実です。われわれは 80 年間そういうことも行ってきながら、また現場では皆そういう発表会もしてきました。 そして悪く見ればそうですが、人をそう悪いように見ない方がいいのではないかと。本当にここで一生懸命皆行っているわけです。この注 12 を逃げ道にしようかというような、そういう人ばかりではないし、ガイドラインの趣旨から言ってもそのコンクールなどということをごこへ入れずにこう書いているのは、割といいなと思って見ていました。私は是非こういう注 12 を入れてほしいなと思っています。
長沼座長	ありがとうございました。両方出ました。削除すべきと是非入れろという御意見が。他にこの点についてありますか。
妹尾委員	先ほどの注 12 のところにも関係し、全般にも関係すると思うのですが、大きく 2 つです。1 つ目は前回もお話したように、スポーツ庁のときもそうですし、この文化庁のときもそうですし、一貫しているのは部活動の意義を否定しているわけでは全くないということです。一生懸命部活に励む先生方、あるいはもちろん生徒さん、これは非常に効果もあるでしょうし、そういった意義を別に何ら否定しているものではありません。これを誤解してほしくないというのは、改めて言うておきたいと思います。ただ前回も指摘したように、教育効果があるからこそ過熱化するという部分もあって、つい先生たちも多行ってしまう、生徒も更にしたいということになり、それで他の活動や多様な経験などをする時間を侵食するほどにもなっているというのが一部あるので、そういう反省点に立っているというのは、少し確認しておきたいと思います。 その上で、もう少し我々は原点というかもう一度確認しないといけないのは、部活動は結局何のためかという話だと思います。それについてはこのガイドラインでも当然ですが、2 ページ目の後ろの方で学習指導要領の文言があります。もちろん指導要領というのは大綱的なものなので金科玉条というわけではないかもしれませんが、1 つの拠り所にはしないといけないことだと思います。これを読むと「部活動というのは生徒の自主的、自発的な参加で、責任感や連帯感等々を涵養するものです」と書いています。つまり生

徒のそういった自主的な活動を通じて生徒が育っていくように、もう少し具体的に言うとチームワークや社会性などいろいろなことが育つというところを目指しているということです。また「スポーツ、文化、科学等に親しませる」ということも書いてあります。つまりそういうところも大事だということです。他にもありますが、つまり言いたいのは、いくつかこの目的や狙いに立ち返るならば、考えなければいけないことがあると思います。

1 つ目は多くの方がおっしゃるように、この手のガイドラインは確におせっかいはおせっかいだと思います。そもそも生徒の自主的な活動というのが原則なので、こういうふうにごちゃごちゃ言われなくても自分たちで判断してすればいい話なのです。それは原則です、僕もその立場です。しかし生徒の自主的な活動が各学校の判断でいいのだと野放しにすると、これだけいろいろな問題が起きるといふ反省にも立たなければいけないので、原則は自主的な活動でこういうことを言わなくてもいいぐらいのおせっかいなことなのだけれども、したがって拘束力のない形でガイドラインを出しているという、この辺りの趣旨は考えていただきたいというところが1つ目です。

2 つ目はこういった指導要領の記述を基にすると、あくまでも部活動というのはプロの養成のためではないということです。もちろん大会等で活躍しプロを目指す方がいても、もちろんそれは全く否定しないし、それは歓迎なのですが、メインはあくまでも親しませることや、生徒のそういった社会性や連帯感等を高めるということの方にあるので、どちらかという裾野を広げる、文化、スポーツに親しむということなので、よほど高校等でプロを目指すということが分かっている方であれば、また少し例外的だと思いますけれども。多くの、特に中学校段階、ましてや小学校段階においては、そういった競技性や、プロを目指す的なところに部活動を活用するというのは少しこの目的から外れているというか、そこはプライベートな領域でやることではないですかということをお考えないといけないということです。

それから3つ目ですが、そういった本来の狙いが次第に薄れていって、やはりつい大会等の結果を重視するというので、非常にいい先生が多いというのも存じていますけれども、ともすれば自主的な活動であるはずの部活道がとにかく教え込むというか、指導者が指導者の指示のとおりには生徒を動かそうとするような部活も一部にはあります。その最たる例が日大のアメフトの例だったわけですが、文化部活動においてもそういったことがあるので、やはりもう少し部活動の原点に戻った上で、それらに戻った上で部活動の在り方を考えて、そのためにこういったガイドラインの意義があるという捉え方をすべきであろうと思います。以上です。

長沼座長	ありがとうございました。丸谷委員お願いします。
丸谷委員	妹尾先生がおっしゃったことはそのとおりだと思います。私たちは決してプロを養成しようと思って言うてはいません。一流の方に指導を受けられるようにすればどうだとおっしゃったので、一流に受ければ休めとは言わないだろうというような話です。

	<p>今現場では生徒の自主性を尊重しないとうまくいきません。先生も行っていけば分かると思いますけれども、強制的に何かやらせて、特に文化活動において子供たちに強制的にやらせてうまくいくわけがない。本来自主的にするので、特によくしていけばいくほど子供たちの自主性を尊重しないと、先ほどおっしゃったようなことも一緒に、いい演奏はできないかもしれません。そういう意味で書いてあることは僕はいいと思いますので、私たちは別にそのようなプロを育てたり好成績を挙げるために活動をしてきたわけではなく、学校の生徒さんたちも自主的にやっているように私は見えています。</p>
<p>長沼座長</p>	<p>ありがとうございました。他はいかがでしょうか。私から一言申し上げておきます。私としてもガイドラインがこれから公表されていきますけれども、決してこれは何か規制をかけるということだけで捉えるのではなくて、むしろこれから文化部の活動のいいところを大いに伸ばしていこうと、運動後も同じだと思うのですが、そういうことで国としても動いていると是非捉えていきたいと思います。</p> <p>私は中学校の教員としてややもすると、生徒の中にも運動部が優先で文化部が下として見られるというのは非常に面白くなかったので、文化部の活動をいかに活性化しようかと考えていました。運動部の顧問、文化部の顧問を両方したのもその意図です。文化部があるからこそ、例えば入学式や卒業式はどうでしょうか、吹奏楽部や合唱部があるので成り立つ、あるいは放送部の子が放送してくれるので成り立つ、あるいは野球部の応援に吹奏楽部やマーチングが行く、こういったことで学校を盛り上げているのは実は文化部なのだということを大いに広めたい、こういう意図を私は発信していただきたいと思っています。実は私は中学校の教員のときに文化祭を盛り上げているのは文化部なので盛り上げようと思ったのですが、生徒のバンドがないのです。ないのでどうしたかという、教員バンドをつくって自ら立ち上がって、生徒と一緒に歌いました。文化部を盛り上げようということで行っていたことがあるのです。</p> <p>そのような経験がありますので、このガイドラインは決して何かマイナスに捉えるのではなくて、運動部と同じように、だって同じ学校生活なので、運動部がメインで文化部がサブということではなくて両方大事なのだということに訴えていくということにも、是非使っていただきたいと思っています。これが一点です。</p> <p>2点目は先ほど大学の例がありましたが、スポーツ庁の塩川さんは御存じだと思いますが、やはり実は大学でも運動部と学業とのバランスを考え始めました。これはスポーツ庁が規制をかけるのではなくて、大学の先生方が自ら立ち上がって大学スポーツ協会をつくり、そしてそこに加盟している大学では単位を取ってない学生は大会に出さないという規定を設けようということ、自ら大学側が始めました。例えば1年生に入って1年間で19単位以下だと大会への出場資格なしということ。これは学業とのバランスを考えているということなのです。</p>

	<p>今回のこの文化部の活動でもバランスが大事なのだということを前面に出しているのですが、もちろん大学はそういうことを行っていますが、小中高は成績が悪ければ駄目ということではなく、そういう意図で是非捉えていただければと考えています。すみません、個人的な経験も含めてお話をしてしまいましたが、最後なのでお許してください。他にいかがでしょうか。</p>
揚村委員	<p>前回欠席しましたのでどこかで言いたかったのですが、一言だけ言わせてください。非常にいいことなので、実はこのガイドライン作成を見ていて、本当に私たちは小さいクラブの立場から、例えば生物クラブ、それから科学クラブなど、そういうクラブなのですが、ここで言う顧問、13 ページのオですが、こういった外部指導者を対象とする研修提案ですが、これは逆に言うと文化部というのは目立つクラブはいいのですが、地味に行っているクラブも結構あるのです。そういうクラブからすると地域との連携に非常に役に立って、こういうことが保護者へアピールされ逆にガイドラインでこういうものがあると説明を受けたときに、クラブの発展につながっていくのだと思います。この提案のここに書かれている文言は、よく取り扱われたということと言いたかったのですが、そういうことを一言お伝えしたかったのです。</p>
長沼座長	<p>ありがとうございます。では妹尾委員お願いします。</p>
妹尾委員	<p>ガイドラインに書けるかどうかはまた別の検討かもしれませんが、最初のほうで長沼先生がおっしゃったように、大会等の規定や要綱でこのガイドラインをなるべく順守するようにしてくださいということを含めればいいなとは僕も思っていて、スポーツ庁のときにもそういう意見出しをしたことがあるのですが。スポーツ庁のときにはそこまで間に合わずに盛り込めはしませんでしたけれども。これについては正直僕自身はその方が実効性は高まるだろうと思っているのです。</p> <p>特に私立の学校の関係者の方も多くいらっしゃいますけれども、別に私立がこれからこれを尊重しないということをお願いわけではないのですが、公立よりはいろいろな影響が及びにくい部分があって、やはり私立は私立の自主性が非常に発揮されやすいと思いますので、それはいい面もあるのですが、逆に自分のところは知らないという感じになってしまうと、ますます部活動の過熱化というのが止まらないということなので、大会等でもこういったガイドラインをしっかり尊重してくださいというのは、要望としては僕はありかなと思います。</p> <p>ただ一方で少し違うようなことを言うようですが、これは国の法的拘束力がないとはいえ指針なので、国家権力の行使というのはかなり抑制的に考えないと怖いという部分は当然原理原則論としてあって、これも釈迦に説法ですがマーチングなどいろいろ音楽や芸術というのは、戦時中は戦意の高揚などにも使われた部分も恐らくあるのだと思うのです。そういったことも考えると、正直あまり国がでしゃばり過ぎるのも困るところもあるのです。この両方を考えないといけないと。ただし、各主催者団体の自主性ですよ、あるいは学校の自主性ですよとばかり言うと、ますます過熱化する一方です。</p>

	<p>まくいかなかったという歴史もあるので、その辺りは非常に難しいことだと思います。</p> <p>これからのことかもしれませんが、こういったガイドライン等を生かし、大会等の精選や規模等の見直し、日程等の見直しなど、あるいは大会規定等の在り方については、基本的には各主催者団体さんに是非考えていただきたいという要望はコメントしておきたいと思いますが、それを文化庁さんなり文科省さんなりが、どこまでやんわりいくかどうかというところは、非常にこれからの議論というかよく考えていただきたいところだと思っています。以上です。</p>
長沼座長	ありがとうございます。横山委員お願いします。
横山委員	第 1 回目の時に長沼委員から、今後これから 4 回行っていくこのガイドライときが、運動部の方もカバーしていくと、運動部に足りないことをカバーしていくのだということがあったと思います。この注 12 がカバーされるということになると、12 を運動部の方で検討してカットしたという経緯があるとすると、これがまた生きてくるということになるので、そこはどのようにお考えでしょうか。
長沼座長	そうですね、おっしゃるとおりです。これが学校に行った場合、当然運動部のガイドラインと文化部のガイドラインが並び、文化部は何か踏み込んで書いているということになるとやはり整合性が取れないので、私も注 12 を入れるのはどうかと思います。私は削除すべきだと個人的には思っています。反対の方もいらっしやると思います。これぐらいにしておきますけれども。他にいかがでしょうか。
丸谷委員	最後なので、私は是非とも注 12 を入れていただきたい。そこが文化部の特性として皆さんがせっかくおっしゃっているのに、それほどに裏切ったようなことをしたり逃げ道を探して行うようなことはないので、もう少し信用していただきたい。
長沼座長	ありがとうございました。それでは時間になりましたので、前回と同様ですがまだ少し言い忘れてしまったということがある委員さんは、12 月 7 日、2 日後の 7 日金曜日の 17 時までに事務局に御連絡いただければ、一応意見として反映させるということにはなるので。
妹尾委員	もう会議はないわけで、皆さんで合意形成はできないわけですね。例えば先ほどの注 12 を残すのかどうかというのは、一定の決断が必要なわけです。これは基本的にはもういろいろ検討していただいた上で、こういった意見も踏まえていただいた上で座長一任という手続にするのかどうかというのは、これは重要なことなのでこの場できちんと合意形成をしておかないと困ると思います。
長沼座長	今申し上げようと思っていたのですが、この頂いた意見は注 12 に限らずですが座長預かりにさせていただき、事務局の皆さんと最終案を公表するということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。そういうことで進めます。

	<p>では議題は以上ですが、その他ということで、齊藤委員から頂いた参考資料 1、2 の御説明をお願いします。</p>
齊藤委員	<p>すみません、貴重な時間をありがとうございます。資料については先ほどお話ししたとおりです。あくまで参考にしていただければと思います。参考資料 1 で申し上げたいことは、保護者の多大な負担の下に成り立っているというのは、もうこれは間違いない事実で、家庭の経済状況にかかわらず、どのような子供でも参加できるというのと明らかに乖離していることは間違いないことです。ここを何とか改善していける方向に是非御検討いただければと思います、考える 1 つの契機にさせていただければということで提示させていただいたものです。</p> <p>参考資料 2 の方ですが、これは大変恐縮ですが掛川の地域部活動の事例です。つい先日、12 月 1 日に最終的な鑑賞機会ということで、地域で行われた芸術鑑賞事業に子供たちと一緒に行ってきましたけれども、あまりにもすばらしく良かったので、急きよ是非資料に入れていただきたいということで、わがままを言って入れさせていただいた事例です。</p> <p>資料の 1 ページ目は、ガイドライン案の中に書かれている内容のどこを反映したものかということと、資料の 1 ページ目の下の方が実践事例としてどのような事例をしましたということと、それに教育課程、特に指導要領の社会科や音楽とどういふところにつながっているのかということに触れました。2 ページ目がその実践事例の流れです。9 月の終わりから先日 12 月 1 日までの活動です。</p> <p>これは、社会科の中学校の教科書で皆さん御承知されていると思いますが、鎌倉文化、特に琵琶法師が平家物語を語るというところです。この内容をプロの一流のアーティストがすばらしい内容で琵琶を弾きながら実際に語るという公演でした。今のようなエンターテインメントが何もなかった鎌倉時代に、民衆の皆さんは琵琶法師の琵琶の音と語りに、きっと食い入るように聞いていたのだらうということを手想させるものでした。私もこの歳にして大変感銘を受け、そういう内容に子供たちと一緒に行ってきました。子供たちも資料の 2 ページ目の最後に書いてある感想を述べているとおりです。教科書の写真だけではなく実際の音で聞けたことや、どこか懐かしい感じがして最後は泣けましたという感想などがありました。</p> <p>単純に社会科で勉強していることだけではなく、実際にこの和楽器のすばらしい音に触れた、またこれは新しい学習指導要領の音楽科の改訂のポイントで盛り込まれている日本の伝統音楽の鑑賞機会を設けることは、特に今回強く盛り込まれている部分だと思います。ただ、公演当日いきなり連れていけばいいというやり方をしないで、前々から興味を持つようにいろいろなプログラムで随所に関心を持てるようにし、そして子供たち自身が直前のレクチャーを自分たちでし、より関心と期待を持って公演会場に行くようにプログラムを組んでいます。</p> <p>さて、ここからが問題なのですが、この公演は掛川市の主催事業であり、そ</p>

れに民間の財団さんが助成しているのです、実は大変入場料金が安く設定されています。一流のアーティストによる公演なのですが、何と大人が 1,000 円、子供が 500 円という大変有り難いものでした。

ところが実際に会場に行って会場を見渡すと、もう私が若いぐらいで、ほとんどが高齢者です。私は目が悪いので同行したスタッフに、会場に子供が来ているか探してほしいとお願いしました。会場をくまなく確認したら、子供は誰もいません。実際に二百余りで満席の完売公演だったのですが、ほかの子供の来場はなくて、子供がいたのはこの掛川市未来創造部から参加した 13 人の中学生だけでした。

今回、これほどすばらしい内容を、子供 500 円で行っているのにもかかわらず、親子連れの子供すらいなく、中学生や高校生が誰もいないのです。演奏された 3 人のプロアーティストの方に、最後に地域部活の中学生と一緒に写真を撮ってほしいとお願いしたところ、もう時間を忘れて喜んで対応してくださいました。日本の伝統文化を未来に継承したいと願っているアーティストの皆さんは、そこに高齢者ばかりいらっしやるとこの先がないのではないかと感じるのは当然で、そこに中学生たちが来てくれたということを本当に喜ばれていました。

何を言いたいかという、まさに先ほども長沼委員からもお話がありましたし、文化部のこういった内容は特に今回のガイドラインに盛り込まれている地域との連携や、地域で行われる様々な文化事業など、いろいろなものを生かすことによって、私は文化部の活動が一層良くなると思います。この掛川未来創造部は、練習したことの発表だけではなく、鑑賞や、週末行う移動教室で地域で行われている芸術文化体験ができる機会に行くということ、この 3 本柱を全てバランス良く行うという考え方です、今回、文化部活動はこういう地域と一緒にいる方が、さらにすばらしいものになるということを強く実感しました。そういった事例が、つい先日ありましたので、わがままを言って入れさせていただきありがとうございます。貴重なお時間を頂き本当にありがとうございます。

長沼座長	何かご質問はありますか。
妹尾委員	<p>参考資料 1 でいいですか。貴重なデータをありがとうございます。もちろんこれの数字が独り歩きするのは恐らく全く本意ではなくて、あくまで 1 つの例としてシミュレーションとしてお示しいただいているのだと思うので、その辺りの取扱いには注意したいと思うのですが。</p> <p>確認なのですが、例えばこの参考資料 1 の冒頭の公立高校の場合は、部費について 50 と数量がありますので、恐らくこれは 50 人ぐらいで想定していて、差額の部分が 140 万ぐらいあるので、単純に割り算すると恐らく 1 人頭 3 万円前後ぐらいが家計負担になっている可能性があるということだと思いますし、恐らく標準的と書いていただいたのは、このバス代、トラック代や上のほうの演奏会・会場費等々も。</p> <p>これはもちろんまた演奏等に多く行くと、行くことの意義はあるのでしょ</p>



	けれども、お金が更にかかっていくということですし、プラス上に含まれてない費用で楽器等の購入が発生した場合はプラスになるので、場合によっては年間 3 万円プラスアルファの部分も、あるいは初期の楽器を買えば 20 ～ 30 万ほどになるということで、かなり大きなお金が発生するという理解で合っていますか。
齊藤委員	はい、全く今の御指摘のとおりです。特に上記の支出項目に含まれていない費用というのが、これもかなりあるのが事実です。こちらは単価が一律ではないこともあるので、上の支出項目の欄には入れなかったということです。今おっしゃるとおり、いろいろな活動をすればするほど、この数量、回数のところが増えていくので、当然合計額が増えていくことになります。高校の吹奏楽部の場合は、定期演奏会を有料で行っているケースが多く、支出から収入を引いた差額に関しては定期演奏会のチケット収入のほか、演奏会のパンフレットに載る協賛広告の収入で埋めているケースが多いです。実際にかかる費用は、このように活動が盛んになればなるほど多く、中学校の場合は演奏会を行っているところは少なく、ましてや演奏会を行っても有料でできないところが多いので、そのほとんどが保護者が費用を負担する傾向があります。以上です。
長沼座長	よろしいですか。他に何かご質問は。木下委員。
木下委員	素晴らしい実践だと思います。ガイドラインに少し絡めてなのですが、18 ページ以降に生徒のニーズを踏まえた環境の整備というところがあって、とかくガイドラインというとその前の活動時間や活動日などということに目が行きがちなのですが、やはり生徒の文化的な活動を充実させるという観点、基本的には生徒のために我々は行っていると思うのです。働き方改革などいろいろありますけれども、将来を担う子供たちをどう育てるか、そうしたときに活動時間だけに目が行くというのはやはり国としても心外と言うと言い過ぎかもしれませんが、そこだけに例えば報道の方や世間などが注目するわけですが、そうではなくて地域を挙げて子供を育てていく新しい枠組みをつくるという意味では、この 4 の生徒のニーズを踏まえた環境の整備は非常に重要なところだと思うのです。その中に例えば 20 ページの地域との連携のところの真ん中以降で、学校と地域が協働、融合した形での地域の持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進めると、進めるのは都道府県と学校の設置者及び校長なのですが、これは運動部活動の方にも同じようなことが書いてあるわけです。ここも策定のときに上手に報道に取り上げてもらえるようにお願いします。以上です。
長沼座長	はい、確かにメディアの方もいるということで、他にいかがでしょうか。私も実は 1 回見学に行きましたけれども、一言で言うと本当に主体的、対話的で深い学びをしていました。中 1 の生徒と思えないぐらいしっかりと、自分たちで部活をつくっていきこうという意欲に満ちた活動でした。是非学校単位の部活を盛り上げつつ、この地域部活というものが、これからますます少子化が進むので、1 つのモデルになるのではないかと私も見ていました。

ありがとうございました。

### 3. 閉会

長沼座長	それは本日最後ですが、文化庁の中岡次長さんからごあいさつをお願いします。
中岡次長	<p>文化庁次長の中岡です。この会議ですが、30年3月にスポーツ庁の方で運動部ガイドラインが出ましたが、当面は文化部活動についてはその適性を踏まえつつ、運動部ガイドラインに準じた取扱いをするということで、一応通知はしたのですが、いかんせん文化部活動についてはこれまで一切議論をしてきたことがありませんでした。そういうこともあり先生方に大変お忙しい中、7月からこの会議で大変御協力いただき、文化部活動の推進、あるいは活性化ですけれども、委員の先生方それぞれの体験がある中で、様々な思いというものがある中で建設的な御意見を賜ったこと誠にありがとうございます。</p> <p>私ども事務局としてもこの議論の中で文化部活動の状況等について、あるいは関わっている先生方そのものについて学ばせていただいて、本当に大変貴重な機会であったと思っています。</p> <p>御議論の中でも出ていましたけれども、部活動の意義は大変高いものです。ほとんどの学校で部活動が設置され、多くの先生方が多忙な中、部活動に関わっていただいているところです。私ども事務局の中でもそういった吹奏楽等々に打ち込んできた者もいるということの中で議論もしています。大変ありがとうございました。そしてまた生徒にとっても、多様な学びということで、将来にわたって芸術文化活動への取り組みの契機となっています。この部活動に関しても御多分に漏れず、少子化の進展あるいは社会の変化の中で、生徒のバランスの取れた成長という観点、あるいは教師の負担軽減という観点から見直しが必要な時期ということで御議論になったわけですが、今後、本日まで御議論いただいた案を基に、本年中にガイドラインを通知する予定としています。今回でも度々御指摘いただいていますけれども、今回のガイドラインの作成を契機に、将来にわたって文化活動の良さを残すことができるように、教育委員会あるいは私立学校、主管部局等の関係機関へ趣旨を丁寧に説明をしたいということで、より良い文化部活動の体制を整えていきます。</p> <p>また文化庁のことですが、10月より芸術に関する教育に関する事務が本省、文科省から文化庁へ移管されました。考え方としては学校教育における人材育成からそれぞれの芸術家の育成までの一体的な施策の展開が可能となっていますが、当然のことながら発達段階の生徒の文化部活動等の在り方については初等中等教育局が行っている教育課程行政全体の枠組みの中で、これを進めていきます。文化庁としても子供たちの様々な発達段階、あるいは様々な年代を通じ、芸術活動が活発になるよう支援したいと考えています。今後とも皆さま方には文化部活動の振興に関し、重ね重ね御協力をお願い申し上げます。簡単ですが御礼のごあいさつとします。本日はありがとうございました。</p>

長沼座長	<p>どうもありがとうございました。私からも御礼を申し上げます。文化庁の皆さま，本当に我々の意見をいろいろ吸い上げていただいて，案を作成いただいたことをこの場を借りて御礼申し上げます。またこの会議が 4 回で済むのはスポーツ庁の会議が先行して何回も会議があったおかげだと思います。本当にスポーツ庁の方にも御礼申し上げます。また文科省の方には 2 年前の 6 月，馳大臣の頃からですが，部活動改革に取り組んでいただいたという経緯がこのガイドラインに結実したということなので，この場を借りて文科省の皆さんにも御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>お集まりの皆さん，半年間本当にありがとうございました。本当に暑い夏に始まり寒くなってきた冬の紅葉の頃に終わるということで，最後は文化的な発言をして終わりですが，皆さまにお世話になったことを御礼申し上げます。大変つたない司会でしたが，皆さまのおかげで無事 4 回終わったことを改めて感謝を申し上げます。それでは全ての議事は本日終了しましたので，これにて閉会とします。おつかれさまでした。ありがとうございました。</p>
------	---

以上